

違法駐車取り締まりの新制度にあたっての申入れ書

2006年5月26日

愛媛県議会日本共産党議員団

代表 佐々木 泉

愛媛県警察本部 栗野友介殿

道路交通法の改正に伴って、6月1日から違法駐車を取り締まりが民間委託され、違反車両を証拠撮影したうえステッカーを貼ることで駐車違反が成立することになりました。悪質な違反車両の取り締まり、摘発は当然のことですが、新制度への移行にあたって一定の混乱が予想され、関係者は頭を痛めています。

一つは、卸売業、食品、弁当、クリーニングなどの配達・配送・回収のために取引先店舗前の路上に短時間停車する車両が違反車と見なされる心配です。また、駐車場のない建設現場での建築資材の積み下ろしなどで運転者が運転席を離れる場合や、業務以外でも、個人が引越しの作業中に運転席を離れる場合なども、違反車両とされる恐れがあります。

もう一つは、介護など福祉関係の車両が送迎などで短時間停車する場合です。運転手一人で移送する際は、どうしても停車の際に運転席を離れることになり、これが違法駐車と見なされる可能性があります。

こうしたケースでは、実際に交通の妨害になることは極めて少なく、お互いに良識をもって短時間の停車で用事を済まそうと努めていることがほとんどで、また、そうしなければ営業的にもスケジュール的にも間に合いません。これらは、悪質な放置駐車と区別して対処する必要があると思われれます。

そこで、新制度導入にあたって以下の点のご配慮をおねがいたします。

1、日常的に配達・配送・回収などのために短時間の停車を行なっている営業用車両については、停車したとたんに撮影・ステッカー貼付というようなことのないよう、実情に即した柔軟な対応を行なっていただきたい。

2、新制度への移行がスムーズに行なわれるよう、一定の移行期間をもうけて、新制度の周知徹底や警告を中心に行ない、県民が快く協力できるようにすること。最初が肝心とばかりに、見せしめ的な一斉摘発で驚かせて徹底するようなやり方は反発を招くだけで、混乱のもとになります。

3、福祉車両や介護家族の車両については、駐車禁止除外の措置を行なっていただきたい。すでに、新潟県では、地域包括支援センターの業務車両に駐車禁止除外の標章を交付しています。

以上